

香川県保育協議会 慶弔等規程

(慶祝意)

第1条 会員保育所等が新築、増築、改築したとき、祝金として1万円を贈り、祝意を表す。

(見舞)

第2条 本会会員（施設長）が傷病で1月以上の入院、加療したときは、1万円を限度に見舞金を贈る。

(弔意)

第3条 本会会員（施設長）が死亡したときは、1万円を限度に花輪、香典のいずれかを贈り弔意を表す。

- 2 本会会員（施設長）の配偶者が死亡したときは、弔電をもって、弔意を表す。
- 3 その他、香川県保育協議会に関係した者 については、前各項の規定内で会長が決める。

(届出)

第4条 この規程により慶弔を表すことが生じたときは、関係者は遅延なく必要な事項をこの法人事務局に届け出るものとする。

- 2 第1条に規定する祝金を受け取る場合は、その事実がわかる書類を提出するものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、総会の議決を経て施行し、平成30年4月1日から適用する。